東館南鷂会所

〒329-0611 上三川町大字上三川1223-1 **20285(56)8506**

11月の集会所開放事業「こんにゃく作り教室」

茹でたコンニャクイモをミキサーにかけて、こんにゃくを作ります。

- ▶期日=11月24日(日) 午前10時~正午 ▶場所=東館南集会所
- ▶持ち物=エプロン、三角巾、マスク ▶講師=小野崎 洋子先生 ▶材料費=200円
- ▶定員=5名(先着順)
 ▶申込期間=11月6日(水)~18日(月)
- ▶申込先=生涯学習課 生涯学習係 ☎0285(56)9159 ※11月6日(水)より受付開始

「おはやし」の自主教室が活動しています。

今年6月から、新清流一心会(芝田正澄会長)が集会所で「おはやし教室」を開催しています。活動は月2回、第2第4土曜の午後6時30分から8時30分です。現在の会員は14人です。興味のある方は見学等も可能です。下記までお問い合わせください。





▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎0285(56)9159

現代の人権「旧優生保護法による不妊手術の強制に対し憲法違反の判決」

今年7月、最高裁大法廷は、旧優生保護法のもとで病気や障害を理由に不妊手術を強制したのは憲法 に違反していたとして、国に賠償を命ずる判決を言い渡しました。

優生保護法は「不良な子孫の出生を防ぐ」目的で戦後の1948(昭和23)年に成立しました。この法律の元は1940(昭和15)年に制定された「国民優生法」です。この法律はナチスドイツの「遺伝病子孫防止法」をモデルに制定されました。こうした政策の背景には「悪質の遺伝的形質を淘汰し、優良なものを保存すべきだ」という「優生思想」があります。19世紀後半にイギリスで生まれたこの考えは、20世紀前半には欧州やアメリカに広がりました。この優生思想に基づき「断種法」など優生政策と呼ばれる法律が各国で次々に制定されました。優生思想はやがて、ナチスドイツによる障がい者やユダヤ人の大量殺害という犯罪まで引き起こしました。日本ではその後、1996(平成8)年に優生保護法の中の優生手術に関する条項が削除されますが、それまでの48年間で強制的に不妊手術を受けた人は2万人とも3万人ともいわれます。この中には遺伝性ではない障害を理由にした不妊手術もありました。

こうして優生思想は否定されました。しかし、現代医療では卵子の着床前に遺伝性疾患の有無を調べる着床前検査も可能です。ただし、その実施については日本産科婦人科学会により厳しい審査が行われます。生殖医療には常に生命倫理の問題が付随しています。

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎0285(56)9159